

# さとうゆみ

## きらめく未来づくり通信

2015年2月3日 NO. 20

〒480-1157 長久手市桜作708

TEL&FAX/0561-76-7811

携帯/090-5863-9971

E-mail/info@satoyumi.net

過去の通信を読んでくださる方は、お届けしますのご連絡ください。ブログ「さとうゆみのきらめく未来づくり日記」も、毎日更新中!



### 県知事選挙の投票率長久手市では33.64%

2月1日は、愛知県知事選挙の投開票日でした。開票結果は、大村ひであき氏162万9,147票、小松たみこ氏39万1,308票で、現職の大村ひであき氏が再選されました。

↓長久手市の開票状況(長久手市ホームページから)

長久手市の開票状況					
愛知県知事選挙候補者別、得票一覧表					
	21時30分	22時00分	22時30分	23時00分	終了 (22時17分)
大村ひであき	4,000票	10,751票	票	票	10,753票
小松たみこ	1,000票	2,675票	票	票	2,680票
開票率	36.60%	98.29%	%	%	100%

開票終了状況

- 投票総数 13,660票
- 有効投票数 13,433票
- 無効投票数 227票

投票終了状況

- 有権者数 40,605人
- 投票者数 13,660人
- 投票率 33.64%

県内全体の投票率は34.93%で、史上2番目の低さだったということです。長久手市では、この34.93%を下回る33.64%という投票率でした。

### 選挙の投票案内状は郵送に3日ほどかかる

選挙の投票案内状は告示日に市の選挙管理委員会から発送されますが、信書扱いのため郵便でしか送ることができず、市内のすべての有権者に届くには3日ほどかかるそうです。

期日前投票は、市役所西庁舎2階にて告示日の翌日から投票日の前日までできますが、期日前投票が開始されても案内状が届いてないケースがあります。

投票日に投票へ行ってもらうためのPRとともに、期日前投票のPRももっと必要ではないでしょうか。

県知事選挙は終わりましたが、このあと4月に県議会議員選挙、市議会議員選挙、8月に市長選挙が続きます。

#### 《4年前の投票率》

愛知県議会議員選挙 37.77%  
長久手町議会議員選挙 46.65%  
長久手町長選挙 46.18%

### 下山の投票所に駐車場13台分確保

下山投票区(投票所:下山児童館)の有権者数は4年前の県知事選挙の際には1,877人でしたが、大型マンションの建設などにより今回は3,175人と大幅に増加しています。

これまで、「入り込んだところにあって場所が分かりにくい」「車が止められない」という意見が多くありました。昨年末の衆議院議員選挙から13台ほど駐車できる場所を確保したということですが、利便性向上には投票区、投票所の場所の改善が必要だと考えます。市の選挙管理委員会では、平成29年までに検討を進めるそうです。

有権者の半分以上の方が投票に行かれていない状況です。政治に携わる者の資質向上には、市民のみなさまが日頃から関心を持って見てくださることが大切だと考えます。政治が身近に感じられるよう、私も情報発信に努めていきます。

さとうゆみ議会報告会  
2月7日(土)、3月7日(土)、4月4日(土)  
14時~16時交流プラザ中会議室1

↓平成27年2月1日執行愛知県知事選挙投票速報(市ホームページから)

投票区	有権者数			当日投票所									期日前投票所			投票者数合計 A+B			棄権者数			投票率			投票区
				普通投票者数			不在者投票者数			投票者数(小計) A			普通投票者数 B												
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
①熊張	676	693	1,369	235	237	472	1	3	4	236	240	476	53	67	120	289	307	596	387	386	773	42.75	44.30	43.54	①熊張
②前熊	1,133	1,119	2,252	326	285	611	0	0	0	326	285	611	140	143	283	466	428	894	667	691	1,358	41.13	38.25	39.70	②前熊
③市役所	1,849	1,993	3,842	522	518	1,040	2	6	8	524	524	1,048	168	192	360	692	716	1,408	1,157	1,277	2,434	37.43	35.93	36.65	③市役所
④まち・バリエーションセンター	2,109	2,057	4,166	602	566	1,168	5	3	8	607	569	1,176	164	155	319	771	724	1,495	1,338	1,333	2,671	36.56	35.20	35.89	④まち・バリエーションセンター
⑤北小	2,304	2,344	4,648	567	554	1,121	1	0	1	568	554	1,122	162	176	338	730	730	1,460	1,574	1,614	3,188	31.68	31.14	31.41	⑤北小
⑥下山	1,562	1,613	3,175	382	407	789	2	2	4	384	409	793	135	112	247	519	521	1,040	1,043	1,092	2,135	33.23	32.30	32.76	⑥下山
⑦南小	1,965	1,936	3,901	524	460	984	0	0	0	524	460	984	151	145	296	675	605	1,280	1,290	1,331	2,621	34.35	31.25	32.81	⑦南小
⑧西小	2,373	2,344	4,717	573	532	1,105	1	0	1	574	532	1,106	173	204	377	747	736	1,483	1,626	1,608	3,234	31.48	31.40	31.44	⑧西小
⑨西保育園	1,664	1,725	3,389	458	460	918	2	1	3	460	461	921	116	109	225	576	570	1,146	1,088	1,155	2,243	34.62	33.04	33.82	⑨西保育園
⑩杖ヶ池	2,257	2,317	4,574	558	550	1,108	1	0	1	559	550	1,109	119	122	241	678	672	1,350	1,579	1,615	3,224	30.04	29.00	29.51	⑩杖ヶ池
⑪県営長久手	677	742	1,419	176	176	352	1	0	1	177	176	353	24	32	56	201	208	409	476	534	1,010	29.69	28.03	28.82	⑪県営長久手
⑫市が洞小	1,527	1,626	3,153	432	411	843	7	15	22	439	426	865	114	120	234	553	546	1,099	974	1,080	2,054	36.21	33.58	34.86	⑫市が洞小
合計	20,096	20,509	40,605	5,355	5,156	10,511	23	30	53	5,378	5,186	10,564	1,519	1,577	3,096	6,897	6,763	13,660	13,199	13,746	26,945	34.32	32.98	33.64	合計

# 「長久手市議会基本条例」が制定されてどう変わる？

長久手市議会では、平成24年6月に「議会基本条例検討特別委員会」を立ち上げ、約2年半にわたり「議会基本条例」の制定に向けて準備を進めてきました。昨年12月議会で条例制定の議案を賛成全員にて可決し、今年4月から施行されます。

「議会基本条例」制定によって議会はどのように変わるか、市民参加はどのように進むかを私さとうゆみの視点でご紹介します。

## そもそも議会の役割とは何か？

市長と議会の議員は、ともに住民から直接選挙で選ばれ、一方は執行機関(←市長)として、他方は議決機関(←議会)として、それぞれ独立の権限を持ち、一方の独裁を防ぐ形になっています。議会は、市長から提出された予算や条例等の議案の議決、市長の事務の監視、政策提言などを行うことが主な役割です。

式典やイベントに出席することが議員の仕事というイメージをお持ちの方もいるかもしれませんが、それらは本来の仕事ではありません。議案の議決、市長の事務の監視、政策提言について、議会の場で発言することこそが議員の仕事です。

## 議会基本条例を制定する目的は何か？

第1条に制定の目的を「市民の代表としての議会の役割、議会及び議員の活動原則等に関する基本事項を定めることにより、市民に分かりやすく開かれた議会の実現と議会活動の充実を図り、市民福祉の向上と市勢の発展に寄与することを目的とする。」と明記しています。2014年9月現在、全国の市議会の44.3%で議会基本条例が制定されています。

## 長久手市議会基本条例の中身を見てみましょう。

☆第8条第3項「議会は、請願及び陳情を市民の政策提案と位置付け、その審議及び調査に当たっては、提案者が説明及び意見を述べる機会を保障するものとする。」

### ↓どうなるの？

これまで請願、陳情を議会に提出した当事者の方が、直接意見を述べる機会が認められていませんでした。これからは直接意見を述べるできるようになります。そして、議会は請願、陳情を市民からの政策提案と位置付け、真摯に向き合います。

☆第8条第4項「議会は、議会活動を市民に伝え、市民と議員とが自由に意見及び情報を交換するための報告会を定期的開催するものとする。」

### ↓どうなるの？

これまでも議会として市民のみなさまにご参加いただく「議会報告会」、「地区懇談会」などを行って来ました。これからも、この条文に基づいて報告会を開催していくことをお約束しています。

☆第9条(2)「本会議及び委員会へ出席した市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。」

### ↓どうなるの？

これまで市長、副市長、部長など市当局側は議員の質問に対して答えることしかできないルールでしたが、これからは議員の質問に対して反問(質問)ができるようになります。議員が自分の発言に責任を持ち、十分な根拠に基づいた発言をすることにつながります。

☆第13条「議会は、議員による討論の場であることを認識し、議員相互間の討議を中心とした運営に努めるものとする。」

### ↓どうなるの？

これまで議員は本会議及び委員会で市当局側に対して質疑をすることを中心に進められており、議員間の討議を中心とした運営ではありませんでした。これからは、「議会は議員による討論の場」という認識のもと、議員間で活発な議論を行う体制を整えていきます。

☆第14条第2項「議会は、議員の資質及び政策形成能力の向上を図るため、積極的に議員の研修を実施するものとする。」

### ↓どうなるの？

これまで議員の資質向上、政策形成能力の向上は、各自で努力することになっており、議会として議員研修を開催することは稀でした。これからは、本市議会主催の研修会を開催するとともに、各種研修へ積極的に参加していきます。

☆第17条第3項「議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持てるよう議会広報活動に努めるものとする。」

### ↓どうなるの？

これまで3カ月に1回発行する「議会だより」と市議会ホームページが広報の中心でしたが、これからはインターネットを含む多様な広報手段を活用し、市民のみなさんが議会と市政に関心を持てるよう取り組みます。

☆第21条「議会は、大規模災害等の緊急事態が発生したときは、市民の生命、身体及び財産に関する安全及び安心を確保するため、市長等と協力し、議会としての体制の整備を図るよう努めるものとする。」

### ↓どうなるの？

現在「各議員は大震災発生直後直ちに議員控室へ参集」「全員協議会を行い、具体的対応を決定する」としていますが、大震災に限らず緊急事態の際に市長等と協力し、市民の安全、安心のために議会が行動できるよう災害時の対応を再構築します。

「長久手市議会基本条例」は第1条から第21条まであります。市議会議員は4年に1回の選挙でメンバーが入れ替わりますが、議会基本条例を根拠に議会の活動が継続され、常に向上心を持って取り組んでいく議会でありたいと考えます。